

香春町立小中学校再編推進専門部会運営要領

1. 設置

香春町立小中学校再編推進審議会（以下「審議会」という。）において決定した項目及び内容に基づき、学校再編整備に最適な教育環境を協議、検討、提案するため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

2. 審議会の決定項目及び内容

(1) 小中一貫教育

小中学校が同一敷地内、施設一体型となった学校を設置し、9年間を通じた教育課程の編成及び指導計画を作成し、系統的な教育を実施していく。

(2) 建設候補地

現在の勾金中学校用地とする。

(3) 通学方法

遠距離・長時間通学対応として、スクールバスを基本とした通学方法とする。

3. 部会と業務

部会は、学校再編に係る審議会の決定項目及び審議会が必要と認める事項について検討し、審議会に提案を行う。審議会には、3つの部会を設置し、次の業務に携わる。

(1) 学校施設整備部会

普通教室、特別教室、屋内運動場、屋外運動場等、施設の大きさや配置に係る事項

設備、備品、法定台帳の管理や移動等、学校校務に係る事項

(2) 教育課程部会

9年間を見通したカリキュラム等に係る事項

教育課程の編成、学級編成、年間計画、学校行事等、教育に係る事項

児童会・生徒会、部活動に係る事項

(3) 通学、学校運営支援部会

通学方法、通学路、体力向上施策、通学援助等に係る事項

校名、校歌、校章、制服、閉校式等に係る事項

PTAの編成や計画、学校支援ボランティア形成等、学校支援に係る事項

4. 部会員の構成

部会員は次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 各小学校区の行政区長等の代表者
- (2) 各小・中学校 PTA 代表者
- (3) 各保育所（園）保護者会代表者
- (4) 幼稚園保護者会代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 小・中学校長
- (7) 小・中学校教頭、主幹教諭、教務主任

5. 部会員の任期

部会員の任期は当該専門の事項に関する調査・検討が終了するまでとし、欠員が生じた場合の補充員は前任者の残任期間とする。

6. 部会長と副部会長の選任

- (1) 部会に部会長と副部会長を置く。
- (2) 部会長は原則として校長とし、部会を総括する。
- (3) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代行する。

7. 部会の運営

- (1) 会議は部会長が招集する。
- (2) 部会で必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。
- (3) 会議は公開とする。ただし、部会で決定したときは、非公開とすることができる。
- (4) 部会の書記は事務局が担当する。

8. 事務局

各部会の事務局は教育委員会事務局とし、庶務を処理する。

9. 委任

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、審議会で協議し定める。

附則

この要領は、公布の日から施行する。